

議案第 12 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 26 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校関連工事に係る措置として、市長、副市長及び教育長の令和 7 年 7 月支給の給料を減額するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則 (新設)	附 則 14 市長、副市長及び教育長の令和7年7月1日から令和7年7月31日までの期間に係る給料の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第2に規定する額から次の各号に定める額を減じて得た額とする。 (1) 市長 100分の30に相当する額 (2) 副市長及び教育長 100分の10に相当する額

附 則
この条例は、令和7年7月1日から施行する。